愛知県防除実施基準

1 防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域

愛知県において、松くい虫の駆除及びまん延防止のため「防除実施基準」(平成15年9月農林水産省告示)に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域を次のとおり定める。

所在地	面 積 (ha)	区 域 (林小班)
田原市	160	3017 ロ,3018 イ~ハ,3019 イ

2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施に当っては、特に次に掲げる事項に十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。

また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項などについて地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

(1) 国内希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年 法律第75号)第4条第3項に規定する国内希少野生動植物をいう。以下同じ)、天然記念物(文 化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により指定された天然記念 物をいう。以下同じ。)等の貴重な野生動植物の生息、分布状況等について十分実態を把握し、 これらの貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう当該生息地から十分な間隔を保持する など適切な措置を講ずるものとする。

また、水質保全のため、河川、湖沼などの公共用水域(水質汚濁防止法昭和45年法律第183号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に薬剤が混入しないように十分な間隔を保持するなど、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 病院、学校、家屋、水源等の施設へ薬剤が飛散・流入しないように、十分に間隔を保持して散布区域を設定するとともに、風向、風速等に十分配慮し、散布時期及び方法の選択を行うものとする。また給水施設の被覆、自動車の移動・被覆等について周辺住民等へ周知徹底を図るものとする。

田原市は観光地であり、散布区域周辺に釣り等のレジャーを楽しむ人の駐車が多く、薬剤散布による自動車等への危被害の恐れがあるため、当日は、散布地周辺の駐車場の閉鎖や駐車車両の移動若しくは被覆等の措置を行い、危被害の未然防止に万全を期することとする。

(3) 道路その他の交通施設、公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合する森林において特別防除を実施する場合には、実施時間等を考慮の上、定時に発着する交通機関の通過時中の特別防除の中止、道路等の交通規制、う回等通学誘導、入場制限等の必要な措置を講ずるものとする。

田原市は観光客が多いため、当該地域周辺における宿泊者等に対しても、薬剤散布の実施区域及び散布時間等について十分に周知を図るものとする。

3 特別防除により農業、漁業その他事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特別防除により農業、漁業その他事業に被害を及ぼさないようにするため、地域の実情に応じて、関係団体等と協議し、その意見を尊重した上、風向、風速等に注意して、対象物からの十分な間隔の保持、蜜蜂の巣箱の移動などの被害防止対策を実施するとともに、特別防除実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時期の注意事項などについて地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力を得るように努めるものとする。

(1) 養蜂関係

薬剤散布に当たっては、事前に関係養蜂組合及び養蜂業者に連絡し、危被害の未然防止に努めることとし、巣箱の一時移動、散布期日の変更及び養蜂業者との連絡方法の確認などの措置を講ずることとする。

また、自家用に採蜜等を行っている人については、巣箱の軒先等の安全な場所への一時移動、 巣箱の被膜等適切な被害防止措置を講ずるよう指導するものとする。

(2) 農作物関係

田原市は、特に農業が盛んであり、農薬の農作物への飛散防止対策の徹底を図る。

このため、事前に散布地周辺の作付け状況を確認し、関係者と飛散防止対策について協議するとともに、薬剤の散布に当たっては、風向き、風速などに注意し、農地から十分な距離をおいて散布する等、飛散防止対策について関係者と連携を図り、農産物への飛散防止に万全を期すこととする。

(3) 養蚕関係

桑園周辺における薬剤の散布にあたっては、薬剤が飛散しないよう十分な距離をとるととも に、蚕室を被覆し薬剤の飛散・流入を防ぐこととする。

(4) 畜産関係

畜舎に薬剤が飛散しないよう距離をとるとともに、航空機の騒音による被害が発生しないよう指導すること。特に鶏はヘリコプターの爆音に敏感なので、養鶏場周辺での低空飛行及び旋回を避けるよう作業開始前に操縦士と打合せをすることとし、散布直後は、河川等の水を飲まないよう指導することとする。

(5) 漁業関係

特別防除の実施に当たり、散布区域の周辺に、漁場及び水産生物の養殖場所等が存在する場合には、薬剤が該当区域に飛散・流入しないよう十分注意するとともに、事前に水産生物またはその養殖施設等の一時移動または被覆、水産種苗の放流時期の調整等を行い、被害防止に万全を期すこととする。

特に田原市には、種苗生産機関である栽培漁業センター等があるため、薬剤の散布に当たっては、風向、風速などに注意して、十分な距離をおいて散布するとともに、関係者と連携を図りながら危被害の未然防止に万全を期することとする。

4 その他森林病害虫等の薬剤による防除に関する事項

(1) 特別防除の実施に当たっては、「愛知県農林水産航空事業基本方針」によるほか、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第12条の1の規定に基づく農薬使用基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、以下のとおり安全かつ適正に行うものとする。

また、使用薬剤の選定に当たっては、水質及び土壌など環境への影響を考慮することとする。

- ア 散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機の飛行の障害物 の位置を明示した地図を作成すること。
- イ 散布を開始する前には、散布を行う区域、散布除外区域及び航空機の飛行の障害物を示す標識を設置するとともに、アの地図に基づき、地上及び空中から、散布を行う区域及び 散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機の飛行の障害物の位置、当該標識の設置状況を確認すること。
- ウ 散布は、散布除外区域に散布することがないよう、風向、風速等に注意し、かつ、イの 標識を常に確認しながら行い、強風等の場合は、直ちに当該農薬の使用を中止すること。
- エ 降雨中、降雨直後及び散布後まもなく雨が予想される時は散布薬剤が枝に定着しにくく、また、霧の時は標識の確認が困難になるなど散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので、散布は行わないこと。
- (2) 特別防除の実施に当たっては、人によって薬剤による影響が異なることを配慮して、あらかじめ最寄りの保健所等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡するとともに、森林・林業技術センター、農業総合試験場、水産試験場等の試験研究機関、家畜保健衛生所等に協力を依頼するものとする。また、天候等の関係で実施日時を変更する場合及び特別防除の実施が終了した場合は、関係機関に速やかに連絡するものとする。
- (3) 特別防除の実施に当たっては、農業、漁業その他の事業に対する影響の把握に努めることとする。万が一被害が発生したり、周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の特別防除を中止し、適切な事後措置を講ずるとともに、その原因の究明に努め、地域住民等関係者への原因説明等を行うこととする。
- (4) 特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林以外で地上からの薬剤による防除が必要なものについては、地上からの薬剤による防除を適切に実施するものとする。
- (5) 森林病害虫等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察の強化等に 努め、特別防除の効果の確保を図るものとする。